

訪問販売による互助会の勧誘には気を付けて！

「互助会に解約を申し出たが、高額な手数料を請求された」「解約を申し出たが拒否された」といった相談が増えています。

「冠婚葬祭互助会」とは、一定期間一定額を前払いして積み立てると結婚式や葬式を挙げるときに、契約で定めた内容のサービスの提供をするビジネスです。

会員は、解約を希望すればいつでも自由に解約できますが、積み立てた金額全てが返金されるわけではありません。また、契約したサービスを受けずに解約する場合は、積み立て金から約款に定められた解約手数料が差し引かれます。

互助会に入会されるときには、実際の利用場面を想定し、掛金の適用範囲やサービス内容、解約条件や手数料等、契約書をよく確認して、わからない事があれば、事業者に聞き、書面に残して記録するようにしましょう、また、ご家族や周囲の方にも相談することが大切です。困ったら、一人で悩まず、大阪市消費者センターにご相談ください。

海外宝くじの誘いに乗らないで！

詐欺と思われる情報が、当センターに寄せられています。

事業者Aから海外宝くじのパンフレットが届き、「当選した場合は、当選金の1割を業者に払う」という内容だった。事業者Aに問い合わせをすると、丁寧な説明だったので信用してしまい、「当選した人を紹介する」と言われ、カタールの宝くじに当選したBさんに話を聞いた。その後、事業者Aから「抽選前の宝くじを祈とうして送ります」と電話があった。数日後「1億4900万円が当選したので、当選金を振り込みます。祈とう師にお礼のお菓子と、封筒に20万円を入れて宅配便で送ってください」という連絡があった。言われたとおりに宅配便でお金を送ったが、当選金の振込がないので、事業者Aに電話をしたところ、連絡がつかなくなっていたというケースです。

海外宝くじの場合、事業者が実際に申し込んでいるか疑わしく、また、日本国内で海外宝くじを授受すると、違法性を問われる可能性もあるため、絶対に申し込まないでください。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 大阪市消費者センターまでご相談ください。

大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

消費生活相談専用電話：6614 - 0999

（大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）

- ・メール相談：大阪市消費者センターホームページから「[メール相談](#)」にアクセス
- ・面談：大阪市消費者センター（予約不要）
その他の面談場所（要予約 6614 - 0999）
 - ・天王寺サービスカウンター
 - ・市民相談室(市役所1階)
 - ・クレオ大阪各館

[北部館・西部館・南部館・東部館・中央館]

遠出の困難な高齢者の方などを対象に、相談内容に応じて、クレオ大阪各館で面談ができるようになりました。



メインキャラクター / エルちゃん